

消費者庁

表7-4 消費者庁における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況（個表）

政策ごとの評価結果については、

総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.html) を参照されたい。

また、政策評価の結果の政策への反映状況は、以下の一覧のとおりである。

1 事前評価

表7-4-（1） 規制を対象として評価を実施した政策

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	不当表示に対する課徴金制度の導入	<p><法令改正></p> <p>評価結果を受けて、本施策を盛り込んだ「不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、平成26年11月19日に成立、同月27日に公布された。</p>

2 事後評価

表7-4-（2） 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	消費者政策の企画・立案・推進及び調整	<p>【引き続き推進】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット消費者取引に関する実態調査を推進するため、平成27年度概算要求（60百万円）を行った。（26年度予算額：62百万円、27年度予算案額：34百万円） ・消費者行政の総合的調整対応を継続的に推進するため、平成27年度概算要求（14百万円）を行った。（26年度予算額：15百万円、27年度予算案額：10百万円） ・消費者行政の国際化を継続的に推進するため、平成27年度概算要求（65百万円）を行った。（26年度予算額：64百万円、27年度予算案額：63百万円） ・消費者政策の企画立案に必要な調査及び消費者情報の分析・発信を継続的に推進するため、平成27年度概算要求（84百万円）を行った。（26年度予算額：81百万円、27年度予算案額：75百万円） ・消費者財産被害事案への対応を継続的に推進するため、平成27年度概算要求（31百万円）を行った。（26年度予算額：31百万円、27年度予算案額：28百万円）

		<p><事前分析表への反映></p> <p>政策評価において、インターネット取引に関する取組が消費者被害拡大の抑止に効果的とされたこと、及び消費環境の情報化・国際化に伴う新たな被害抑止のため、達成手段及び測定指標を以下のとおり修正した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・達成手段として新規にインターネット上の消費者トラブル抑制のための注意喚起を追加 ・測定指標を、インターネット取引を念頭に置いたものへと具体化(「インターネット取引に関する消費者問題に係る消費者の安全・安心の確保に向けた施策の実施」に改定) <p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全法に基づき、社名公表を伴う注意喚起及び勧告を実施。(平成26年9月～平成27年3月の期間で注意喚起を5回実施。) ・消費者庁、警察庁及び金融庁において、政府広報を通じた「高齢者の消費者トラブル」未然防止に係る注意喚起を実施。(平成26年9月～) ・消費者政策担当課長会議を開催。(平成27年2月) ・「インターネット消費者取引連絡会」の開催。(平成26年度に4回開催)
2	消費生活に関する制度の企画・立案・推進	<p>【引き続き推進】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活に関する制度の企画・立案・推進のため、平成27年度概算要求(52百万円)を行った。(26年度予算額:55百万円、27年度予算案額:46百万円) ・公益通報者保護の推進のため、平成27年度概算要求(27百万円)を行った。(26年度予算額:24百万円、27年度予算案額:26百万円) <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益通報者保護制度の周知・啓発体制の整備のため、平成27年度機構・定員要求において増員(課長補佐クラス1名、係長クラス1名)を要求。 <p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者裁判手続特例法の施行に向けて、特定適格消費者団体の業務の適正を確保するため、平成26年5月から平成27年3月までの間、「特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会」を開催するなど、制度を円滑に施行し、かつ、実効的な運用を図るための取組を推進。 ・消費者団体訴訟制度(被害回復)について、DVDやパンフレット等のコンテンツを作成・活用し、国民全般に対して積極的な周知・啓発活動を実施。 ・公益通報者保護制度の更なる普及・啓発に向け、周知方法について所要の見直しを行い、平成26年度においては、「消費者志向経営・コンプライアンス経営シンポジウム」等(全国6か所)、公益通報者保護法に関する通報・相談窓口の管内市区町村設置率が全国平均(50.1%)を下回り、かつ過去4年間(平成22年度～25年度)説明会・研修会を実施していない地区を中心に「行政機関職員向け公益通報者保護制度に関する研修会」(全国5か所)を実施。また、公益通報者保護制度について分かりやすく解説したDVD等のコンテンツを作成・活用し、国民全般に対して積極的な周知・啓発活動を実施。
3	個人情報保護に関する施策の推進	<p>【引き続き推進】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護の推進のため、平成27年度概算要求(20百万円)を行った。(26年度予算額:24百万円、27年度予算案額:18百万円)

		<p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護法説明会（平成26年10月～平成27年2月）において、昨年に引き続き、いわゆる「見守り協定」の締結などの個人情報の適切な共有に取り組んでいる事例について地方公共団体等から報告を行った。
4	消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	<p>【引き続き推進】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進会議に関する経費について、平成27年度概算要求（8百万円）を行った。（26年度予算額：8百万円、27年度予算案額：8百万円） ・消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進経費について、平成27年度概算要求（63百万円）を行った。（26年度予算額：47百万円、27年度予算案額：46百万円） <p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進会議及び3つの小委員会（消費者市民育成小委員会、情報利用促進小委員会、地域連携推進小委員会）の開催。平成27年3月5日に「消費者教育推進会議の取りまとめ」として公表。 ・消費者教育ポータルサイトシステム改修。（平成27年3月） ・消費者教育用教材等の作成支援のための消費生活に関する「イラスト集」の充実。（平成27年3月） ・消費者団体との意見交換会の開催。（平成26年度4回） ・子供関連イベントへの参加を通じた啓発活動の推進。（平成26年度5回） ・子供の不慮の事故防止に関する注意喚起情報等の発信。
5	物価対策の推進	<p>【引き続き推進】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・物価対策の推進のため、平成27年度概算要求（75百万円）を行った。（26年度予算額：54百万円、27年度予算案額：52百万円） <p><事前分析表への反映></p> <ul style="list-style-type: none"> ・物価に関する消費者への情報提供手段として、物価モニター調査を明確に位置付けることとし、事前分析表の測定指標に物価モニター調査を追加した。 <p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費税率引上げに伴う便乗値上げ対策として、物価モニターによる生活関連物資の価格動向の調査監視を行うとともに、消費者及び事業者からの便乗値上げに関する情報・相談を受け付け、得られた情報について、各業界の所管省庁に連絡するとともに活用した。
6	地方消費者行政の推進	<p>【引き続き推進】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度補正予算において、「地方消費者行政推進交付金」を20億円措置。 ・平成27年度概算要求：6,074百万円（26年度予算額：3,853百万円、27年度予算案額：3,649百万円） ・平成27年度予算案において、「地方消費者行政推進交付金」を活用し、消費生活相談体制の維持・充実、消費者問題解決力の高い地域社会作り等の地方公共団体の取組及び国が提案する政策テーマに対応した先駆的な取組を支援するため、50億円を要求。（26年度予算額：30億円、27年度予算案額：30億円）

		<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度予算案において、岩手県・宮城県・福島県・茨城県の「地方消費者行政推進交付金」については、震災・原発事故を受けた緊急対応に活用するため、5.47億円を要求。(26年度予算額：6.99億円、27年度予算案額：4.82億円) <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年に成立した改正消費者安全法において、消費生活相談員資格試験制度が創設されたことにより、試験機関や試験内容等のモデル問題の作成、地方公共団体への制度改正の周知等のため、平成27年度定員要求において、資格試験制度担当4名(課長補佐クラス1名、係長クラス2名、係員クラス1名)を要求。 <p><事前分析表への反映></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策評価の結果を踏まえ、「地方消費者行政強化作戦」の達成度について、地方消費者行政推進交付金等事業の効果を検証し適切な交付の仕組みの構築を検討すべく、平成26年度の事前分析票表における測定指標に追加。 <p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的な地方の関係者との意見交換等の実施。 ・「地方消費者行政活性化基金」及び「地方消費者行政推進交付金」を活用し、相談体制の充実等、地方公共団体における取組を支援。 ・「地方消費者行政グループ・フォーラム」(全国8ブロック)の開催を通じ、地域で消費者問題に関わる団体・グループの交流を促進。(平成26年12月～平成27年3月) ・「消費者行政ブロック会議」(全国6ブロック)の開催を通じ、地方公共団体との連携を強化。(平成26年9月～10月) ・消費者安全法を含む「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案」が平成26年6月に第186回通常国会において成立。 ・不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律が成立したことを受けて、改正後の消費者安全法に基づく消費生活相談員資格試験制度等の詳細な制度設計に関する検討会を開催し、平成26年11月12日に報告書を公表。 ・「PIO-NET刷新に関する検討会」の意見を踏まえ、平成26年1月に策定した最適化計画に基づき、平成27年度のPIO-NET刷新に向けて、業務改善・システム改修を図るため、各種調達及び構築作業等を実施。 ・消費者ホットラインについて、消費者被害から救済される機会を増やし、また、その被害の拡大を防止するため、3桁の電話番号の利用について総務省へ要望を行った。総務省において「電気通信番号規則の細目を定めた件の一部を改正する告示」が改正され、消費者ホットラインは覚えやすい3桁番号である「188番」を利用することとなった。 ・放射性物質検査機器の貸与等による放射性物質検査体制の整備を実施。(検査機器の配分(257自治体に369台)：～26年9月末/研修会の実施：随時) ・「地方消費者行政活性化基金」を通じて、被災地の地方公共団体の相談体制の構築のため、相談窓口に各分野の専門家を派遣する事業等の支援を実施。
7	消費者の安全確保のための施策の推進	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全法等に基づき集約される生命・身体に係る消費者事故等への対応を継続的に推進するため、平成27年度概算要求(107百万円)

		<p>を行った。(26年度予算額：92百万円、27年度予算案額：90百万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リコール情報の周知強化による事故の再発防止対策の推進のため、平成27年度概算要求(26百万円)を行った。(26年度予算額：26百万円、27年度予算案額：18百万円) ・消費者に対して食品中の放射性物質等に関する正確な情報提供を行い、消費者の理解の増進を図る施策を推進するため、平成27年度概算要求(68百万円)を行った。(26年度予算額：47百万円、27年度予算案額：39百万円) ・消費者安全調査委員会による事故等原因調査等の実施のため、平成27年度概算要求(99百万円)を行った。(26年度予算額：97百万円、27年度予算案額：88百万円) <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査すべき事案を早急に調査することができるよう、事故調査室の調査体制を強化するため、平成27年度機構・定員要求において増員(機構要求：企画官クラス1名、定員要求：補佐クラス2名、係長クラス2名)を要求。 <p><その他の具体的な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係行政機関等から生命・身体被害に係る消費者事故等の情報を的確に収集し、消費者への注意喚起を適切に実施。(平成26年9月～平成27年3月の間に注意喚起を9件実施。) ・食の安全等に関する緊急事態において、迅速かつ適切に対応できるよう関係府省庁と連携し、緊急時対応訓練を実施。(平成26年12月) ・食品中の放射性物質等に関し、地方公共団体等と連携した意見交換会や、地域において正確な情報提供ができる者の支援(フォローアップ研修の開催、ウェブサイト、メールマガジンでの情報提供)等を通じたリスクコミュニケーションを実施。 ・消費者安全調査委員会が原因を究明する必要があると認める事故について、事故等原因調査等を実施。
8	消費者取引対策の推進	<p>【引き続き推進】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定商取引法の厳正な執行等を行うため、平成27年度概算要求(228百万円)を行った。(26年度予算額：234百万円、27年度予算案額：231百万円) <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定商取引法の見直し、業法・預託法関連の業務の増大に対応するため、平成27年度機構・定員要求において増員(課長補佐クラス1名、係長クラス2名)を要求。 <p><事前分析表への反映></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策評価の結果、「預託法関係法令の見直し」については、預託法施行令(平成25年7月公布、同年9月施行)及び施行規則(平成25年6月公布、同年7月施行)を改正し、目標を達成したため、測定指標から削除した。 ・特定商取引法の施行状況に鑑み、消費者被害及び法執行上の課題等の整理を行うため、「特定商取引法の見直しに関する検討状況(検討会等の開催状況)」を測定指標に追加した。 <p><その他の具体的な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定商取引法の厳正な執行。 ・特定電子メール法の厳正な執行。

		<ul style="list-style-type: none"> ・通信販売業者からの違法な電子メール広告等に関する情報を関係事業者や金融庁に提供。 ・宅建業法に基づく行政処分に係る協議への対応。(平成26年3月) ・預託法政省令の改正。
9	消費者表示対策の推進	<p>【引き続き推進】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・景品表示法の厳正な執行等を行うため、平成27年度概算要求(185百万円)を行った。(26年度予算額:154百万円、27年度予算案額:163百万円) <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品表示等問題への対応及び改正景品表示法の施行に伴う体制の整備のため、平成27年度機構・定員要求において増員(機構要求:室長クラス1名、定員要求:課長補佐クラス3名、係長クラス3名)を要求。 ・家庭用品品質表示法の制度見直しに伴う業務量の増加に対応するため、平成27年度機構・定員要求において増員(係長クラス1名)を要求。 <p><その他の具体的取組></p> <p>○景品表示法の運用及び執行体制の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景品表示法に違反する行為を行った事業者に対して、その行為の取りやめ、再発防止策の実施等を命令する行政処分(措置命令)等を実施。 ・景品表示法違反行為の未然防止等の観点から、商品等に関する表示の方法等について、事業者等からの相談に対応。 ・消費者向け電子商取引の健全な発展と消費者取引の適正化を図る観点から、一般消費者に「電子商取引表示調査員」を委嘱して、景品表示法上問題となるおそれがあると思われる表示について報告を受け、同報告を景品表示法違反事件の端緒の発見、景品表示法違反行為の未然防止の観点から行う事業者への啓発活動に活用。 ・景品表示法の普及・啓発のため、各種団体主催の食品表示等に係る講習会等に講師を派遣し、景品表示法のパンフレットの配布を行ったほか、景品表示法の改正により、事業者に対して表示等管理体制の整備が求められることから、事業者向けの説明会を主催。 ・公正競争規約の所要の変更につき公正取引協議会から相談を受け認定を行うとともに、規約担当職員が各公正取引協議会に対し規約の適正な運用等について必要な助言等を行うこと等により、公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用を促進。 ・公正取引協議会等関連団体が主催する研修会等への講師派遣。 <p>○住宅性能表示制度の普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話での問合せ等に対して、ウェブサイト上の資料の掲載先を案内するなど、住宅性能表示制度の普及・啓発に取り組む。 <p>○家庭用品の品質表示の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭用品品質表示法に基づき、事業者に対する「指示」を行い、また、事業者が自ら不適正表示を申し出たものについては、ウェブサイトで消費者に注意喚起。 ・同法に基づく繊維製品品質表示規程において衣類等の繊維製品に係る家庭洗濯等取扱い方法の表示に引用しているJISについて、ISOとの整合化を図った新しいJISが制定されたことから、同規程について必要な改正を実施。(平成27年3月)

10	食品表示の企画・立案・推進	<p>【引き続き推進】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度補正予算において、食品表示に関する情報提供の充実としてデータベース構築のための予算（96百万円）を措置。 ・食品表示対策の推進のため、平成27年度概算要求（258百万円）を行った。（26年度予算額：180百万円、27年度予算案額：146百万円） <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品表示法の施行などに伴う監視・執行体制の整備のため、平成27年度機構・定員要求において増員（課長補佐クラス1名、係長クラス4名）を要求。 <p><その他具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食品表示法施行に向けた作業 <ul style="list-style-type: none"> ・食品表示法の施行（平成27年4月1日）に向け、新たな食品表示基準及び政省令を制定。 ・説明会開催などの普及・啓発活動の実施。 ○ 食品の新たな機能性表示制度に向けた作業 <ul style="list-style-type: none"> ・規制改革実施計画に基づき、平成26年度中の結論・措置に向けた作業の実施。
----	---------------	---

